

## EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

### 1) 件名

- ・ REACH 規則の新たな SVHC として 9 物質を追加

### 2) 内容

- ・ 2023 年 1 月 17 日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として以下の 9 物質の Candidate List への追加について公表した。
  - 1,1'-[ethane-1,2-diylbis(oxy)]bis[2,4,6-tribromobenzene] (vPvB)
  - 2,2',6,6'-tetrabromo-4,4'-isopropylidenediphenol (発がん性)
  - 4,4'-sulphonyldiphenol (生殖毒性、内分泌かく乱性 (環境/健康))
  - Barium diboron tetraoxide (生殖毒性)
  - bis(2-ethylhexyl) tetrabromophthalate covering any of the individual isomers and/or combinations thereof (vPvB)
  - Isobutyl 4-hydroxybenzoate (内分泌かく乱性 (健康))
  - Melamine (健康/環境に深刻な影響の懸念)
  - Perfluoroheptanoic acid and its salts (生殖毒性、PBT、vPvB、健康/環境に深刻な影響の懸念)
  - reaction mass of 2,2,3,3,5,5,6,6-octafluoro-4-(1,1,1,2,3,3,3-heptafluoropropan-2-yl)morpholine and 2,2,3,3,5,5,6,6-octafluoro-4-(heptafluoropropyl)morpholine (vPvB)
- ・ 今回は第 28 次で合計 233 物質となった。

### 3) SEAJ コメント

- ・ 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
  - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
  - (2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- ・ 2021 年 1 月 5 日以降は、SCIP DB への通知も必要となりました。
- ・ 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

### 4) 添付情報・資料

- ・ なし

### 5) 関連情報

- ・ SVHC の URL  
<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

### 6) その他

- ・ なし